

平成18年5月17日

金融庁「貸金業制度等に関する懇談会『座長としての中間整理』
に対する クレジット業界の意見

社団法人日本クレジット産業協会

1. 過剰貸付の防止について

(1) 過剰貸付に対する行政処分の導入

借り手の返済能力を超える貸付の禁止に違反した貸金業者に対して行政処分を可能にすべきとの意見については、過剰貸付の基準や返済能力の判断などについて、現時点では問題が多いことから慎重に検討していただきたい。

- (ア) 過剰貸付か否かを判断する基準には、借り手あたりの総債務額や借入社数を定める方法などが考えられるが、以下の問題があると思われる。
- 借り手の年収、返済能力、支払い意思は千差万別であり、一律に基準を設けることは非常に難しく、仮に一律に基準を作成した場合、借り手のニーズに対応できなくなるおそれがある。
 - いわゆる「総量規制的な制限」は、消費を減退させるなど経済全体に影響を及ぼす可能性がある。
 - 借り手の返済能力は貸金や年齢などにより常に変化するものであり、借り手の返済能力に関する情報が借り手側に偏在している中であって、貸金業者が借り手の返済能力を正確に判断するのは難しい。
 - 貸金業者が過剰貸付の判断基準を遵守するためには、借り手の状況を正確に把握する必要がある。そのためには、貸金業者の個人信用情報機関への加入、全件照会・全件登録だけでなく、勤務先・家族等の私人間の借り入れなど全ての借入状況についても把握する必要があるが、これらは、現実的には難しいと言える。

(2) リボルビング方式の返済方法に対する規制の導入

リボルビング方式の返済方法に対し最低返済額や最長返済期間の規制を設けるべきという意見については、返済方法としてのリボルビング方式の利便性を考慮して検討していただきたい。

- (ア) リボルビング方式は、月々の最低支払額を比較的少額に設定することで返済期間が長期化し、債務依存体質を助長するという指摘があるが、繰り返し利用しても月々の返済額がほぼ一定であるため、家計支出の将来計画が回数指定の分割払いよりも容易であるという借り手にとって大きな利便性がある。
- (イ) また、ボーナス併用払いや約定の返済に加えて、自由に返済できるサービスを導入するなど、家計の返済余力に対して弾力的に対応できることで、家計に対する自己コントロールがしやすいことも、リボルビング方式の大きな特徴である。
- (ウ) クレジットカードを利用したリボルビング方式のカードローンでは、残高に比例して月々の最低支払額を上げるなどの対応をしているところも多く、返済期間の長期化を防止するような商品設計を心掛けている。
- (エ) このため、借り手の債務依存体質を助長しないための方策として、最低支払額等について目安を設けることについては、リボルビング方式の持つ利便性に十分なお配慮をいただきたい。

2. 金利規制について

(1) 上限金利のあり方

上限金利は、中小事業者・小売商団体の経営、消費者金融か事業者金融か、貸付金額の多寡や貸付期間の長短など、様々な側面を考慮して検討していただきたい。

- (ア) 具体的な上限金利を定めるに際しては、以下のような側面も十分に考慮されるべきであると考える。
 - 規模のメリットを享受しにくい中小事業者・小売商団体は、一方で消費者利便性への確保の観点からも、地域経済に密着した貸付サービスを行っている。このため、中小事業者・小売商団体への配慮が地域振興に繋がる。
 - 消費者貸付においては、貸金業者は借り手の個人的事情や詳細にわたる経済的事情は分からず、この点については一般の取引と異なり、情報の非対称性があつて、貸金業者にむしろ不利な状況にあり、そのこ

とが金利に反映されている。

- 貸付業務の経費は、貸付の金額の大小、貸付期間の長短で比例するものではなく、例えば、返済費用の口座振替手数料やA T M利用手数料、書面の作成費などの諸経費がかさみ、小口貸付・短期貸付では、相対的に高額なものとなり、高コストを余儀なくされる商品であることから、一律の上限金利では事業性に問題が生じる。また、同様に事業者貸付と消費者貸付で一律に上限金利を定めることにも問題がある。
 - 上限金利を固定的に規制する場合には、現在、低金利の状況にあるが、ゼロ金利政策の解除に伴い、今後金利上昇が見込まれることから、安定的に貸金業が営める水準に定めるべきである。
- (イ) なお、上限金利は昭和58年から段階的に引き下げられてきたが、消費者破産はそれと連動せず、むしろ増加している。このことから、多重債務は金利の引き下げで減少するものではないと思われる。

(2) 二重金利規制の存廃について

利息制限法と出資法の上限金利の差であるいわゆる「グレーゾーン」については、上限金利の議論の中で、望ましいあり方が検討される必要がある。

- (ア) 上限金利に係るいわゆるグレーゾーンについては、昨今の最高裁判所判決により、過払金返還が増加することで、収益に大きな影響が出始めている。
- (イ) これにより、グレーゾーンの存在は、取引の安定性を阻害するだけでなく、株価への影響など経営的な問題にもなる。
- (ウ) 上限金利規制はできるだけ分かりやすい規制とするべきであり、中小事業者にも配慮した適切な水準の上限金利についての議論の中で、グレーゾーンの廃止を含めた検討がなされる必要がある。
- (エ) また、上限金利の検討においては、利息制限法と出資法でみなし利息の範囲が異なっていることが問題になることから、現状の取引実態を勘案しつつ、みなし利息の範囲を見直す必要がある。

3. 参入規制について

貸金業に対する社会的信用の向上のためには、多重債務問題などの諸問題を解決する上で、参入規制の強化はすべきものとする。

- (ア) 消費者向け金融サービスはわが国の経済の中で重要な位置を占めるだけでなく、消費生活に影響を与えるという点で社会的にも重大な責任を有している産業である。
- (イ) このことを考えれば、コンプライアンス体制が不十分な事業者の参入規制等の強化については、これをすべきものとする。

4. セーフティネットの整備・拡充

多重債務者の予防や救済措置について、業界としての取り組みだけでなく、国・地方公共団体も協調して取り組む必要がある。

- (ア) 中間整理で指摘されている通り、多重債務の問題は事業者の過剰な貸付や金利の問題だけでなく、借り手側の安易な借り入れ行動にも問題があると考えられる。
- (イ) これまで、クレジット業界では昭和59年から高等学校を中心にクレジット教育の充実のための活動を行うとともに、業界有識者が学校等を訪問し、クレジットの正しい使い方などについて教育を行っている。また、多重債務者のカウンセリング機関として、昭和62年には財団法人日本クレジットカウンセリング協会を設立し、拡充・強化に努めている。
- (ウ) 多重債務問題を総合的に解決するためには、業界だけでなく、国・地方公共団体も協調して、金銭経済教育やカウンセリングなどの対策に取り組む必要があると思われる。

以上

販売信用業務を行う事業者による消費者ローンの現状

1. 事業者の業態など

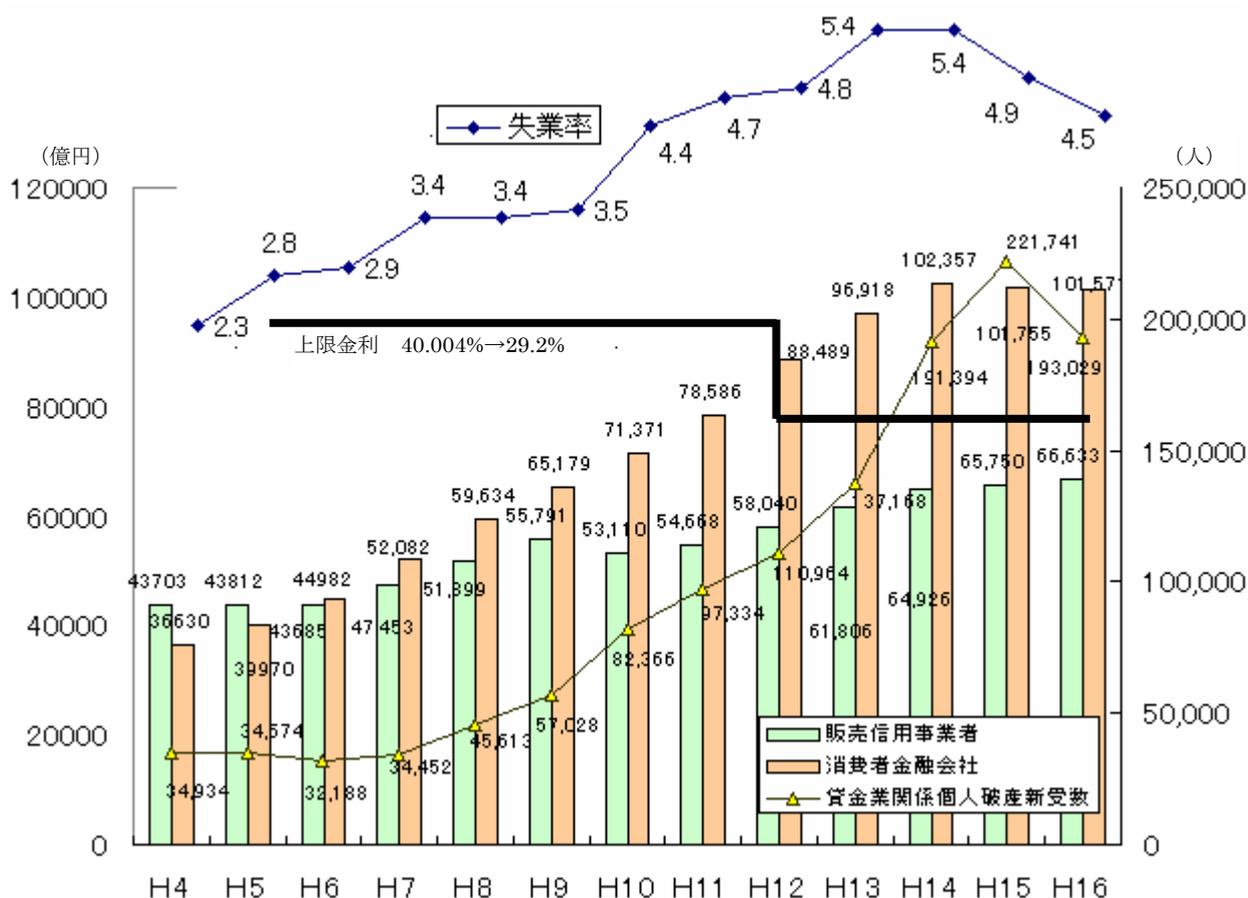
消費者ローンを行う販売信用業務事業者には、以下の業態の事業者である。

<自社信用販売分野> 百貨店、量販店、サービス・小売業者、通信販売業者

<割賦購入あっせん分野> 信販会社、自動車メーカー系・販売金融会社、電機メーカークレジット会社、流通系クレジット会社、中小小売商団体、個品割賦購入あっせん業者、銀行系クレジットカード会社

<その他の分野> 信用保証会社

2. 貸金業者による消費者ローンの信用供与残高



出典：信用供与残高は「日本の消費者信用統計」平成18年版（日本クレジット産業協会）
 失業率は「労働力調査」（総務省統計局）
 貸金業関係個人破産新受数は「司法統計年報」（最高裁判所）

<社団法人日本クレジット産業協会の概要>

- | | | |
|---------|---|--------------------------|
| 1. 設立 | 昭和42年6月 | 通商産業省許可 |
| 2. 所在地 | 東京都新宿区信濃町35番地 | TEL 03-3359-0411 |
| 3. 事業目的 | クレジット産業の秩序の確立と振興を図り、もって産業の健全な発展と国民の消費生活の向上に寄与すること | |
| 4. 会員数 | 正会員 152社 | 事業会員 627社 (平成18年3月31日現在) |